

「厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部を改正する告示」の概要

1 趣旨

労働保険料は、原則として労働者の賃金総額に基づいて決定されるが、賃金のうち、通貨以外のもので支払われるものの評価については、厚生労働大臣が定めることとされている（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第2条第3項）。

具体的には、厚生労働大臣が定める現物給与の価格（平成24年厚生労働省告示第36号）において、健康保険法（大正11年法律70号）第46条第1項、船員保険法（昭和14年法律第73号）第22条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第25条の規定に基づき厚生労働大臣が定めることとされている価額（以下「現物給与価額」という。）とともに、その地方の時価によって定められているところ。

今般、より現在の実態に即した現物給与価額とするため、一部地域を除き食事の現物給与価額を改正し、告示するものである。

2 改正内容

平成24年度より以下の算出方法により現物給与価額を定めているが、今般、直近の統計調査の数字を用いて算出した現物給与価額が一部地域を除き現在の価額から変動したため、新たな価額を告示するものである。

【算出方法】

- ・ 食事で支払われる報酬等については、家計調査（総務省統計局）を用い、全国平均1人当たりの食費を算出した額に、全国物価統計調査（総務省統計局）による都道府県毎の物価指数を乗じて、それぞれの価額を算出。
- ・ 住宅で支払われる報酬等については、住宅・土地統計調査（総務省統計局）を用い、1畳当たりの都道府県毎の価額により算出。
- ・ それ以外の報酬等については、時価により定める。

3 告示期日等

告示期日：平成27年1月16日

適用期日：平成27年4月1日

別紙

(単位：円)

都道府県名	食事で支払われる報酬等					住宅で支払われる報酬等	その他の報酬等
	1人1月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額	1人1月当たりの住宅の利益の額 (畳1畳につき)	
1 北海道	17,700 (17,400)	590 (580)	150	210 (200)	230	870	時価
2 青森	17,700 (17,400)	590 (580)	150	210 (200)	230	840	時価
3 岩手	17,400 (17,100)	580 (570)	150 (140)	200	230	970	時価
4 宮城	18,000 (17,700)	600 (590)	150	210	240 (230)	1,250	時価
5 秋田	17,400 (17,100)	580 (570)	150 (140)	200	230	930	時価
6 山形	18,300 (18,000)	610 (600)	150	210	250 (240)	1,050	時価
7 福島	17,700 (17,400)	590 (580)	150	210 (200)	230	1,000	時価
8 茨城	17,700 (17,400)	590 (580)	150	210 (200)	230	1,150	時価
9 栃木	17,700	590	150	210	230	1,190	時価
10 群馬	17,700 (17,400)	590 (580)	150	210 (200)	230	1,060	時価
11 埼玉	18,300 (18,000)	610 (600)	150	210	250 (240)	1,580	時価
12 千葉	18,300 (18,000)	610 (600)	150	210	250 (240)	1,530	時価
13 東京	19,500 (19,200)	650 (640)	160	230 (220)	260	2,400	時価
14 神奈川	18,900 (18,600)	630 (620)	160	220	250 (240)	1,900	時価
15 新潟	18,000 (17,700)	600 (590)	150	210	240 (230)	1,080	時価
16 富山	17,700 (17,400)	590 (580)	150	210 (200)	230	1,090	時価
17 石川	18,300 (18,000)	610 (600)	150	210	250 (240)	1,130	時価
18 福井	18,900 (18,600)	630 (620)	160	220	250 (240)	990	時価
19 山梨	18,300 (18,000)	610 (600)	150	210	250 (240)	1,100	時価
20 長野	18,300 (18,000)	610 (600)	150	210	250 (240)	1,030	時価
21 岐阜	17,700 (17,400)	590 (580)	150	210 (200)	230	1,020	時価
22 静岡	18,300 (18,000)	610 (600)	150	210	250 (240)	1,280	時価
23 愛知	18,000 (17,700)	600 (590)	150	210	240 (230)	1,300	時価
24 三重	17,700 (17,400)	590 (580)	150	210 (200)	230	1,080	時価
25 滋賀	18,300 (18,000)	610 (600)	150	210	250 (240)	1,170	時価
26 京都	18,900 (18,600)	630 (620)	160	220	250 (240)	1,450	時価
27 大阪	18,600 (18,300)	620 (610)	160 (150)	220 (210)	240 (250)	1,480	時価
28 兵庫	18,300 (18,000)	610 (600)	150	210	250 (240)	1,290	時価
29 奈良	18,600 (18,300)	620 (610)	160 (150)	220 (210)	240 (250)	1,060	時価
30 和歌山	18,600 (18,300)	620 (610)	160 (150)	220 (210)	240 (250)	920	時価
31 鳥取	18,000 (17,700)	600 (590)	150	210	240 (230)	950	時価
32 島根	18,900 (18,600)	630 (620)	160	220	250 (240)	910	時価
33 岡山	17,400 (17,100)	580 (570)	150 (140)	200	230	1,140	時価
34 広島	18,000 (17,700)	600 (590)	150	210	240 (230)	1,170	時価
35 山口	18,000 (17,700)	600 (590)	150	210	240 (230)	910	時価
36 徳島	17,400 (17,100)	580 (570)	150 (140)	200	230	990	時価
37 香川	17,700 (17,400)	590 (580)	150	210 (200)	230	1,010	時価
38 愛媛	17,700 (17,400)	590 (580)	150	210 (200)	230	950	時価
39 高知	18,000 (17,700)	600 (590)	150	210	240 (230)	910	時価
40 福岡	17,700 (17,400)	590 (580)	150	210 (200)	230	1,150	時価
41 佐賀	17,400 (17,100)	580 (570)	150 (140)	200	230	900	時価
42 長崎	18,000 (17,700)	600 (590)	150	210	240 (230)	920	時価
43 熊本	17,400 (17,100)	580 (570)	150 (140)	200	230	990	時価
44 大分	17,700 (17,400)	590 (580)	150	210 (200)	230	950	時価
45 宮崎	17,400 (17,100)	580 (570)	150 (140)	200	230	890	時価
46 鹿児島	18,000 (17,700)	600 (590)	150	210	240 (230)	950	時価
47 沖縄	18,000 (17,700)	600 (590)	150	210	240 (230)	970	時価

※ 改定箇所は赤字で表示（括弧内は改正前の額）。住宅の現物給与価額については改定なし。

現物給与制度の概要

労働保険の保険料については、全ての労働者に支払われる賃金の総額に、その事業に定められた保険率を乗じて算定されるが、賃金総額には現金給与のみならず、現物給与も含まれる。

本件告示は、現物給与である食事及び住宅で支払われる報酬等の価額を定めるもの。

労働保険徴収法上の賃金

「賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うもの」をいうところ、一般に、労働協約、就業規則(賃金規程等を含む。)、労働契約などにより、その支払が事業主に義務づけられているものであり、任意的なもの、恩恵的なもの、実費弁償的なものは、「労働の対償」として支払われるものではないので、賃金には該当しない。

現物給与の具体的算定方法

報酬又は賞与の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合においては、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第2条第3項に基づき、その地方の時価によって定められることとされている。

【食事の利益が現物給与とされる場合】

- ・住込労働者で1日2食以上給食されることが常態にある場合
- ・上記以外では、次の全てに該当する場合には、福利厚生として取り扱う。

- ① 給食によって賃金の減額を伴わないこと
- ② 労働協約、就業規則等に定められて明確な労働条件の内容となっている場合でないこと
- ③ 給食による客観的評価額が社会通念上僅少なものと認められる場合であること

【住居の利益が現物給与とされる場合】

- ・住居施設が供与されない者に対して、住居の利益を受ける者との均衡を失しない定額の均衡手当が一律に支給される場合

一部負担の場合の取扱い

労働者より負担金を徴収するものは、原則として賃金ではないが、その徴収金額が、告示額の3分の1以下であるときは、その差額部分を賃金とみなす。

1/3

